明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の一部を改正する政令（三二九）　二

〔省　令〕

○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働一四七）　二

〔告　示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁七～一三）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三六〇）
○ウクライナ政府に対する贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（外務三四〇）
○フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における私有の小型武器及び軽兵器の管理・削減支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同三四一）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三四二）
○保安林の指定をする件（農林水産一五六八～一五八〇）
○保安林の指定を解除する件（同一五八一～一五八六）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一五八七）
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一五八八）
○道路に関する件（九州地方整備局一二〇、一二一）

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所

〔人事異動〕

諸事項

〔皇室事項〕

〔公　告〕

官庁
会社法第四七二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出・第二〇三条第一項の届出関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
林野庁共済組合定款の一部改正関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の一部を改正する政令（政令第三二九号）（厚生労働省）

1　民法等の一部を改正する法律（2において「改正法」という。）の施行により、「相続財産の管理人」の名称が変更されることに伴い、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、改正法の施行の日（令和五年四月一日）から施行することとした。